

国際原子力人材育成イニシアティブ事業 事後評価要領

令和 2 年 2 月 2 1 日
原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会

(趣旨)

国際原子力人材育成イニシアティブ事業（以下「事業」という。）における、事業期間が終了した課題の事後評価に関し必要な事項は、「原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会について（平成 22 年 9 月 30 日）」の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

事業で実施した各課題の達成度・成果等について、原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会（以下、「審査評価会」という。）による事後評価を実施し、評価結果及び審査評価会所見を各実施機関に対して通知することにより、実施機関及びその他の関係機関における今後の原子力人材育成活動の活性化・高度化に資することを目的とする。

(評価方法)

審査評価会においては、各実施機関が作成した事業成果報告書等に基づく書面確認と、各実施機関からのヒアリングにより、課題ごとの達成度・成果等について、下記の評価項目に関して評価し、あわせて、審査評価会所見（推奨意見及び今後への参考意見）を付すこととする。

- ① 課題の達成度（採択時の審査評価会所見への対応を含む）
- ② 特記すべき成果
- ③ 事業の継続状況・定着状況
- ④ 成果の公開・共有の状況
- ⑤ 参加した学生数、原子力関係機関への就職状況、公的資格取得者数

(評価基準)

下記の評価基準に基づき、S、A、B、Cによる4段階評価とする。

- S：極めて優れた成果があげられた
- A：計画以上の優れた成果があげられた
- B：ほぼ計画通りの成果があげられた
- C：計画通りの成果があげられなかった

(評価結果の通知・公表)

評価結果及び審査評価会所見については、各実施機関に通知するとともに、文部科学省のホームページ上で公表する。

以上